

令和5年10月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和5年10月31日（火）午後1時30分から午後4時15分

2 場 所 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 24人

1番	小林	康基	2番	中條	幸雄
3番	柳澤	一向	4番	武井	茂善
5番	中川	敦	6番	久保	節夫
7番	太田	辰男	8番	河西	穂高
9番	丸山	茂実	10番	矢嶋	壽司
11番	窪田	英明	12番	塩原	秀俊
13番	田中	悦郎	14番	細江	弘光
15番	塩原	俊昭	16番	河野	徹
17番	濱	博	19番	橋本	実嗣
20番	倉科	孝明	21番	塩原	至
23番	二村	喜子	24番	上條	信太郎
25番	林	昌美	26番	瀧澤	和子

(2) 推進委員 14人

推1番	西村	博	推2番	中野	千尋
推3番	大澤	好市	推4番	梶原	知子
推7番	平林	哲	推8番	松下	秀一
推10番	中平	茂	推11番	田中	孝人
推12番	堀内	俊男	推13番	北野	喜八
推15番	長崎	作夫	推16番	齋藤	知彦
推17番	中澤	一海	推18番	奈良澤	治

4 欠席委員

(1) 農業委員 2人 18番 齋藤 勝幸 22番 三村 晴夫
(2) 推進委員 4人 推5番 松田 和久 推6番 赤羽 武史
推9番 田中 武彦 推14番 山崎 和男

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第137号、第138号）
- イ 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請する件
……………（議案第139号～第144号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……（議案第145号～第156号）
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……（議案第157号、第158号）
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……（議案第159号～第163号）
- カ 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件

…………… (議案第164号、第165号)

キ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件…………… (議案第166号)

(2) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件
- カ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

6 議 事 (その他農業委員会業務に関する事項)

(1) 協議事項

- ア 令和5年度農業者年金加入推進活動について
- イ 令和5年度利用状況調査の結果と利用意向調査の実施について
- ウ 松本市農業施策に関する意見書 市長との懇談会の進め方について

(2) 報告事項

- ア 次期体制準備委員会の検討結果と今後の予定について
- イ 非農地判断の実施について
- ウ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

(1) 県外視察研修について

8	出席職員	農業委員会事務局	局 長	村山 育朗
		//	局長補佐	川村 昌寛
		//	係 長	草田 崇博
		//	主 任	麻生 沙絵
		//	主 事	田中 瑞恵
		//	主 事	加藤 悠希
		農 政 課	主 事	中村 愛佳
		//	主 事	城生 涼風
		松本農業農村支援センター課長補佐		寺戸久美子

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 5番 中川 敦 委員
6番 久保 節夫 委員

〔書記〕川村局長補佐、草田係長

13 会議の概要

議 長

それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第137号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。

別冊の会議資料をお手元にご準備ください。

今回の議案には新規就農者の掲載がありませんので、農政課から議案の説明をお願いします。

城生主事。

城生（農政課）主事 農政課の城生です。よろしくお願いします。

今回特記事項がありませんので、議案の説明に入ります。

着座にて失礼いたします。

5－（1）－ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第137号です。

合計のみ申し上げますので、10ページ目をご覧ください。

合計、一般、筆数36筆、貸付け20人、借入れ16人、面積4万3,082平米。

経営移譲、筆数13筆、貸付け2人、借入れ2人、面積2万5,843平米。

利用権移転、筆数24筆、貸付け10人、借入れ1人、面積3万5,762平米。

所有権の移転、筆数3筆、貸付け2人、借入れ2人、面積6,197平米。

第18条2項6号関係、筆数7筆、貸付け6人、借入れ3人、面積1万5,276平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数65筆、貸付け34人、借入れ1人、面積5万9,594平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数65筆、貸付け1人、借入れ5人、面積5万9,594平米。

合計、筆数213筆、貸付け75人、借入れ30人、面積24万5,348平米。

当月の利用権設定全体のうち認定農業者への集積は、筆数111筆、面積13万8,070平米、集積率は89.82%です。

議案第137号です。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
以降、議案の採決においては、農業委員の方を対象に行いますので、よろしく願いいたします。
議案第137号について、原案どおり決定することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
続きまして、議案第138号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条、議事参与の制限の規定により、河西委員には退室をお願いいたします。

(河西農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
城生主事。

城生（農政課）主事 議案第138号です。
合計のみ申し上げます。
合計、筆数12筆、貸付け1人、借入れ1人、面積9,119平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。
議案第138号は以上です。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして全ての委員の皆様から質問、意見を頂戴いたします。ご意見等ある方は、挙手の上、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第138号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
河西委員の入室をお願いいたします。

(河西農業委員 入室)

議長 続きます、議案第139号 農用地利用集積計画を定めるべきことを要請する件ですが、本件は三村委員が欠席のため、140号及び144号も併せて上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。
田中主事。

田中主事 農業委員会事務局の田中です。よろしくお願いいたします。
着座にて失礼いたします。
まず、議案第139号からお願いします。
合計を申し上げますので、別冊飼料14ページの表の一番下の合計欄をご覧ください。
集積、人数23名、筆数124筆、権利設定面積22万4,389平米、対して配分、人数71名です。
これに続いて、議案第140号の説明をいたしますので、15ページの表の合計欄をご覧ください。
集積、人数8名、筆数14筆、権利設定面積1万7,169平米に対して配分、人数1名です。
最後に、議案第144号、18ページの下の方の表の合計欄をご覧ください。
こちらは、集積、人数1名、筆数2筆、権利設定面積5,356平米に対して配分、人数1名です。
議案第139号、第140号及び第144号については以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ご苦労さまです。
それでは、委員の皆様からご意見、ご質問を伺います。ある方は挙手の上、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第139号及び140号及び144号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
続きます、議案第141号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請する件について上程いたしますが、本件は委員に関係する案件に

なりますので、農業委員会法第31条の規定により、丸山委員には退室をお願いいたします。

(丸山農業委員 退席)

議長 説明をお願いします。
田中主事。

田中主事 では、続いて議案第141号です。
16ページの表の合計欄をご覧ください。
集積、人数22名、筆数40筆、権利設定面積7万3,361平米に対して配分、人数1名です。
議案第141号については以上です。よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして全ての委員の皆様から質問、意見等をお伺いします。ある方は挙手の上、発言をお願いします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第141号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
丸山委員の入室をお願いいたします。

(丸山農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第142号 同しく農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請する件について上程いたしますが、太田委員には退室をお願いいたします。

(太田農業委員 退席)

議長 事務局から説明をお願いいたします。
田中主事。

田中主事 では、議案第142号です。

17ページの表の合計欄をご覧ください。

集積、人数1名、筆数3筆、権利設定面積4,270平米に対して配分、人数1名です。

議案第142号については以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第142号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
太田委員の入室をお願いいたします。

(太田農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第143号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請する件についての上程いたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、濱委員には退室をお願いいたします。

(濱農業委員 退席)

議長 事務局から説明をお願いいたします。
田中主事。

田中主事 では、議案第143号です。
18ページの上の表の合計欄をご覧ください。
集積、人数2名、筆数7筆、権利設定面積7,539平米に対して配分、人数1名です。
議案第143号については以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から意見、質問等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第143号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
濱委員の入室をお願いいたします。

(濱農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第145号から156号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、12件について上程いたします。
事務局から一括説明をお願いします。
麻生主任。

麻生主任 農業委員会事務局の麻生です。よろしくをお願いいたします。
着座にて失礼します。
それでは、総会資料1ページをご覧ください。
農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。
議案第145号は、隣接所有地と一体利用するため、所有権を移転するものです。
議案第146号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。新規就農者、〇〇〇〇さんの資料を本日お配りした参考資料に掲載しております。
議案第147号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。
議案第148号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
議案第149号から151号は新規就農のため、所有権を移転するものです。新規就農者、〇〇〇〇〇さんの資料を本日お配りした参考資料に掲載しております。
議案第152号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。こちらにも新規就農者、〇〇〇〇さんの資料を本日お配りした参考資料に掲載しています。
議案第153号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
議案第154号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。新規就農法人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の資料を本日お配りした参考資料に掲載しております。
議案第155号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。こちらにも新規就農者、〇〇〇〇さんの資料を参考資料に掲載しております。
議案第156号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。こちらにも新規就農者、〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇さんの資料を本日お配りした資料に掲載しています。

以上12件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議をお願いいたします。

議 長

ご苦労さまです。

それでは、順次地元の委員の方からご意見を頂戴します。

145号、島内にありますので、河野委員、お願いします。

河野農業委員

では、145号の隣接所有地との一体利用のためということで、〇〇〇〇〇さんが譲り受けるということでございます。場所は島内の北のほうで、どっちかというとな国道19号線の近くなんですが、平瀬川西というところで、公民館のすぐ近くのところなんですが、〇〇〇〇〇さんが宅地の後ろのほうというか、北側を所有しているわけですが、この93平米を譲り受けると、道路と通じて一体利用ができるということでございます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、146、147、濱委員、お願いします。

濱農業委員

146の〇〇さんですが、地主の〇〇さんの親戚筋に当たる方でございます。それで、〇〇さんと今度購入する土地なんですが、隣にちょうど自家菜園やっている方がおりまして、その方にご指導を仰ぎながらやるというような話で、本格的にやったことがあんまりないみたいですが、大丈夫だと思います。

それから、147の〇〇さんですが、この圃場の隣に田んぼがございまして、今までずっと〇〇さんに依頼されて、この当該農地を管理しております。ここも農業をやり慣れているし、問題ないと思います。

位置的には、今度ジャンクションのできる北側にどっちの農地もあるような、高速道路の東と西になりますが、あるところですよ。面積も大きくないですし、健全に管理されて運営されるものと思っております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

148、細江委員、お願いします。

細江農業委員

148ですけれども、〇〇さんは今まで水稻を4町歩、5町歩ぐらいやっている方で、その〇〇さんの土地も何年も作っている方ですので、別に問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、149、150、151と塩原俊昭委員。

塩原（俊）農業委員 この場所なんですけれども、芝沢小学校のすぐ南側の圃場整備してない面積の小規模な土地になります。今度所有される方で、新規就農の〇〇さんなんですけれども、この方は島内在住の方でして、この当該農地のすぐ隣のところの住宅を利用して小規模の通所型宅老所、介護サービスを展開されている方が〇〇んです。この〇〇さんがこの農地を取得して、その通所型のところへ通って来られている皆さんと一緒に夏野菜を中心とした農業をしながら宅老所の業務をしていくと、こんな希望をお持ちの方です。新規就農ということで、農業経験がないということなんですけれども、この宅老所と一緒にやっておられる和田の〇〇〇〇〇〇さんという方、この方は農業婦人部の役員やなんかをやられたベテランの農家さんですので、この方が一緒にサポートをしながら耕作をしていくと、こんな形になりますので、このまま不耕作地になることを考えますと、こういう方がやっていたら非常にありがたいということで、全く問題ないかというふうに思っています。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、次ページ、152、153、河西委員、お願いします。

河西農業委員 152、〇〇さんという方が新規就農の方ですね。家庭菜園的な感じで営農したいというお話を伺っています。通作距離がちょっと離れていて、車で20分ほどで、少し心配な点もあるんですが、営農を続けていただければと考えています。

続いて、153、これは〇〇〇さんが贈与で農地を取得するという案件です。〇〇さんの自宅のすぐ隣、畑というよりも、もう崖みたいなどころなんですけれども、そこが一応農地になっていまして、そこを贈与で譲り受けて、引き続き営農していきたい、そういう案件になります。全く問題ないと思います。

議長 ご苦労さまです。

それでは、154号、久保委員、155も併せてお願いします。

久保農業委員 はい、分かりました。

〇〇さん、一応農業法人になっています。余談ですが、〇〇〇〇〇〇〇何かの会長とかいうことで、有名人だそうです。私はちょっと知りませんが、安曇野市豊科に住んでいる〇〇さん、高齢ということもあって、長年ちょっと荒れているところで、これは昨年、別の人で話がまとまりかけたんですが、この件は柳澤委員もご存じだったんですけれども、途中でその話がなくなりましたところ、この〇〇さんという人が名のり出て、代わりにやるという話になりまして、ここに書いてありますように、一応新規就農ということで、実質今年から田んぼと畑をいろいろやっております。今後、仲間と規模を拡大して、いろいろ借りてやっていきたいということですので

で、非常に私としてもありがたい話ですので、応援していきたいと思いません。

次の件は、これ、〇〇さんが〇〇〇さんって神奈川の方の土地ですけども、非常に遠方で、もう何十年と荒れているところでもありますから、古民家と一緒に取得して、家庭菜園をやりたいということですので、これもやむを得ないかなと思いますので、いいかなということで、お願いします。

議長 ありがとうございます。
それでは、156、倉科委員、お願いします。

倉科農業委員 今回譲受人の〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇さんの宅地に隣接する農地を〇〇さんから売買により所有権移転するという案件ですけども、場所は氷室の集落で、アメドラとかお菓子屋さんの丸山がある氷室交差点、そこから南へ300メートルほど入った集落内の一角になりまして、〇〇〇〇〇〇さん、面談させていただいたんですけども、来日して30年ほどになり、平成23年頃梓川に住宅を購入しれて、居住されていると。その際、宅地に隣接している本件農地も、不動産によりその当時売買が行われておりました。しかしながら、農地法の手続が取られていなかったということで、登記が行えない状態であったようです。今回下限面積について改正もされましたし、この状況を是正したいということで、手続が行われるものであります。利用の方法としては家庭菜園ということでありまして、面積的には適当でありますし、特段の問題はないと考えております。新規就農の関係につきましても、もう既に〇〇〇〇〇さんが購入し、ずっと管理されてきているということでありまして、現地もきれいに耕作されておりましたので、特段の問題はないと考えております。
以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、この案件に対しましてほかの委員の方で質問、意見等ありましたら、お出しをお願いしたいと思います。
久保委員、あれですかね。この面積も面積だし、実績はある程度ある方。〇〇〇で飯食っているわけじゃない。

久保農業委員 〇〇さんのほうは、そうです。結構広いです。田んぼから全部、昔からやっていたけれども。

議長 ああ、なるほど。

久保農業委員 結局農業法人としては規模を拡大していきたい、これからもいろいろなところを借りてやっていくということで、今の収入は、だから農業収入がほとんど、こんなもんです。

議 長 ほとんどないということです。

久保農業委員 そんなもんです。

議 長 なるほど。

久保農業委員 要するに〇〇〇で有名だから、それで食っているかどうか。

議 長 そうですか。分かりました。

今、倉科委員からも発言の中でありましたけれども、やはり4月以降の下
限面積の撤廃の中で、ずっと個々にはというか、それぞれ出てきた中
です。まとまって今月あたり比較的出てきたのが現状です。誰でも農地を取
得できる。基本的には農業委員会の事務局としては、大きい面積の人はい
きなりやるんじゃなくて、賃貸から出発してもらうような指導はしている
んですけれども、実績があったり、やる気があったり、その辺を勘案しな
がらいくということの中で、4月以降、順にこう出ています。

ほかの皆さんで何かご質問、意見等ありますか。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、12件につ
いて、一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第145号から156号について、原
案どおり許可することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、原案どおり許可することと決定いたします。

続きまして、議案第157号及び158号 農地法第4条の規定による許
可申請承認の件、2件について上程いたします。

事務局から一括説明をお願いいたします。

加藤主事。

加藤主事 農業委員会事務局、加藤です。

着座にて失礼いたします。

では、議案書の3ページをお願いいたします。

議案第157号、転用目的、農業用倉庫です。なお、令和5年8月23日
付で農振用途変更済みです。

議案第158号、転用目的、駐車場です。やむを得ないものとして追認申
請となっております。

以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりです。また、

一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくお願いいたします。

議長 ご苦労さまです。
 それでは、地元の委員の方のご意見を頂戴いたします。
 島内、河野委員。

河野農業委員 157号でございしますが、島内の小宮というところですが、申請人、〇〇
〇〇さんが今までちょっと倉庫みたいなのを造ってあったわけですが、そ
こをならして撤去して、新たに農業用倉庫を建設するというので、〇〇
〇〇さんの自宅の隣接でございしますので、問題はないかと思えます。
 以上です。

議長 ありがとうございます。
 158号、柳澤委員、お願いします。

柳澤農業委員 先日、日曜日に訪ねて行って、この〇〇さんにお会いしまして、いろいろ
お話を伺いました。ご本人は、もう20年くらい前からひとり暮らしで、
そうはいつても、体の調子が悪いときにお子さんたちが来たときに、なか
なか車を止める場所がないと。行ってみますと、普通のあれ、県道か何か
かな。ちょっと自宅が高台にあって、その今、駐車場にしている周りには
全く農地はほかにありません。ですから、そこがぽつんと孤立した状態
で、そんなことがあって、車を止める場所がなかなかなかったんで、そこ
を駐車場にしてきたということです。既に砂利が敷いてあって、ぱっと見
ると、駐車場にしてはちょっと広いかなという、10台くらいは車が止ま
るようなスペースでした。でも、きちんと使っているようですし、時々ヘル
パーさんなんかも来て、駐車場に使うということです。特に問題はない
と思えます。

議長 ありがとうございます。
 現地を見ていただいた中川委員、2つ続けてお願いします。

中川農業委員 157でございします。先般現地を見てまいりました。とりわけ農業用倉庫
ですので、必ず必要であると。どこかそういう場所が必要であるというこ
とは十分理解しております。現地見てまいりましたが、問題ある案件とは思
えませんでした。やむを得ないということで判断したいと思えます。よろ
しくお願いします。
 あと、158ですが、これ、追認の案件でございします。どう見ても、ここ
は畑、地目、畑、田ではないようなところでもございまして、まさに追認と
いう以外にない、そう判断いたしました。よろしくお願いいたします。

議長 ご苦労さまでした。

続きまして、全体を通じまして推進委員皆様を含めまして発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法4条の規定による案件、2件について一括して集約いたします。
農業委員の皆様には伺いますが、議案第157号及び158号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第159号から163号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、5件及び関連がありますので、議案台165号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件、1件について上程いたします。
事務局から一括説明をお願いいたします。
加藤主事。

加藤主事 議案書の4ページをお願いいたします。
議案第159号、転用目的、貸し駐車場です。なお、令和5年2月14日付農振除外済みです。
議案第160号、転用目的、特定建築条件付土地です。
議案第161号、転用目的、一戸建ての住宅です。
議案第162号、関連がありますので、議案書7ページの165号からお願いいたします。〇〇〇〇〇〇〇〇の建て売り住宅目的の転用計画を変更するものです。本件は事業者及び転用目的を変更し、松本市へ転居予定の〇〇さんが店舗併用住宅を建築するという計画です。
戻りまして、議案第162号です。165号の変更の内容とおりの5条申請となります。
続きまして、5ページをお願いいたします。
議案第163号、転用目的、駐車場です。なお、令和5年8月22日付で農振除外済みです。
以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりです。また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、地元の委員の方から補足を申し上げます。
159、河野委員。

以上です。

久保農業委員 161号ですが、〇〇さん、息子さんと来てやるという農業後継者的な考えもありますので、これはやむを得ないというふうに判断いたしました。
それから、162並びに165に関しましては、倉科委員がおっしゃったとおりで、全くそのとおりだと私も中川委員も考えておりまして、補足しますか。

中川農業委員 いいです。

久保農業委員 この〇〇〇〇に関しては、今後事務局のほうから安易に、失礼な言い方をすると、安易にこれはオーケー出しちゃいけない会社じゃないかというのが私と中川委員と倉科委員との考え方だと思います。
163に関しましては、塩原さんがおっしゃったように、周り全部〇〇〇〇の敷地で、いろいろな倉庫、建物、社屋が建っておりまして、あえていけば、〇〇さんのこの土地は〇〇〇〇が買わなければ誰も買ってくれない土地だというふうに解釈していますので、やむを得ないかと思っております。
以上です。

議長 ありがとうございます。

162の案件なんですけれども、基本的に大前提として、この議事録の内容は誰でも観閲できますので、やはり我々のスタンスはスタンスとして見て、おっしゃったことは適切な対応を取っていかなきゃいけないと思いますので、川村補佐からコメントをいただきます。

川村補佐。

川村局長補佐 それでは、ご説明させていただきます。

162号及びそれに伴います165号の計画変更、倉科委員、久保委員のご意見、ごもっともなご意見でございます。これに関しましては、県のほうとこの計画変更を受けるに当たって事前の協議も相当いたしました。県庁まで巻き込んでという形でやって、結論から申し上げますと、法的には問題ないということですが、これをオーケーしたときに、今後の対応ということがどうしても出てくると思います。

そこで、これは県とも調整した結果、この計画変更に対する申請の際に、てんまつ書を添付いただきました。そこには、いわゆる今後このようなことがないようにすると、そういった言葉をつけておかないと、あのとき通りましたよねというような形を取られても困りますので、てんまつ書により再発を防ぐと、こういった方向で県と調整取りましたので、ご報告したいと思えます。

以上でございます。

議 長

ご苦労さまでした。

結局、許可権者は長野県なんだけれども、でも我々のできる範囲はできる範囲としてきちっとやっていかなきゃいけないもので、その辺の限度はもちろんあるんだけれども、やっぱりその営みはずっとやっていきたいと思えますので、特にまた頭の隅にでも入れておいてもらって、もし我々許可する前にそういう営みがあったら、それは駄目だよというシグナルだけは組織としてやらなきゃいけないと思えますので、またそれぞれ委員の皆さん全てそういうことですので、またよろしくお願ひします。

ということは、地域の農家が苦労するということで、その人をいじめているわけじゃないもので、そういうことがなあなあで行っちゃうと、迷惑がかっちゃうという、そういう大前提の下で運営していきたいと思えますので、ご協力をよろしくお願ひしたいと思えます。

続きまして、全体を通しまして何かご質問、意見等ありましたら、お出しをお願ひしたいと思えます。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、5件及び農地法第5条による案件1件について一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第159号から163号及び165号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願ひいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第164号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件、1件について上程いたします。

事務局から説明をお願ひいたします。

加藤主事。

加藤主事

議案書6ページ及び詳細な土地についてはA3の別紙の用紙をご準備してありますので、ご覧ください。

議案第164号、転用目的、社宅及び福利厚生施設用地です。申請者の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、昭和62年に転用許可を受けていたものの、当初計画に対し、現在の達成状況は95%でした。今回、当初の計画内に盛り込まれていた高層実験棟は達成できる見込みはないため、ウォーキングコースへ変更するものです。

以上、内容については議案書のとおりです。また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、地元の河西委員、コメントをお願いします。

河西農業委員 164号、計画変更の件なんですけど、取りあえず場所なんですけれども、寿の赤木山の中に〇〇〇〇の大きな工場があるんですね。寮とか、あとグラウンドとかもついているんですけれども、そのこの社有地の一角になります。そこが現状、丘みたいな感じになっていまして、森林があって、登り切ったところが草地みたいな感じになっている場所です。昭和62年にこれ、申請の許可が下りて、それからもう何十年もたっている案件で、農地に戻すのはまず不可能だと見ました。ウォーキングコースということですが、妥当な点ではないかなというふうに感じました。

以上です。

議 長 では、久保委員、お願いします。

久保農業委員 私ごとですが、この〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇というのは、私、現役のときの重要なユーザーでありまして、毎日ここの寿小赤の高台に行っていましたし、逆に、皆さんご存じのように、広丘のほうの事業のほうがどんどん拡大して行って、寿小赤のほうは中国とかあっちへみんな持ってっちゃいましたんで、仕事がなくなったんで、はっきり言えば、もうやむを得ないということだと思います。あとは河西さんが散歩したり何かしたりするには一番いいところじゃないかと。小高い山ですのであれですが、そういうことで、やむを得ないというふうに判断します。

議 長 ありがとうございます。

この案件について、推進委員の皆様も含めまして何かご質問、意見等あったら、お出しをお願いいたします。

河野委員。

河野農業委員 今回の164号ですが、当初、昭和62年のときに転用許可になって、いわゆる高層実験棟建設を予定したんですが、それを断念して、ウォーキングコースにすると。ちょっと写真を見た限りでは、ウォーキングコースといっても、ここはもともと全部畑だったのかというのも、実際に現場へ行けば、相当樹木が生えているというような状況だと思いますが、実際にウォーキングコースにするための工事とか、そういうのは計画の中にあるんでしょうか。

議 長 加藤主事。

加藤主事 先ほどの河野委員の今回の計画変更に当たって、新たな工事は発生するかというご質問、お答えしたいと思います。

今回は、新たな工事計画というのは発生しません。河西委員からご説明いただいたとおり、当初、ちょっとどのような状況だったかというのは、も

う写真等残っていないので分からないんですが、ちょっと小高い山の一角になっていまして、今もその小高い山が残っているような状態です。

それで、ウォーキングコースに関してなんですけれども、自然とできた道じゃないですけれども、計画が実行されなかった中で、恐らく当初の計画というの、あれだけの規模の開発になるので、多分かなり年単位を必要とした計画だったと思うんです。その中で、工事がまだ済んでない区画が、長年の期間によって人の歩く道もできて、そのままちょっともうウォーキングコースとして生かしていこうという方向性の計画です。

以上です。

議長　　これ、法的瑕疵はないよね、その手続と年代とウォーキングコースっていう。

加藤主事　　すみません、法的瑕疵というと、当初計画したものを今回変更するに当たって、何か瑕疵があるかということですよ。

計画変更についてなんですけれども、そもそも計画変更の申請を受け付ける際というのが、変更前の計画と同等に必要性があって、悪意がないこと等を確認して受け付けます。許可目的をそもそも達成していただくということは大前提なんですけれども、転用事業の促進措置を起こしても、許可目的を達成することが困難と認められる場合について、変更を希望する場合にのみ変更を受け付けて、事業計画を承認するという手続になっております。今回は書類等、平成30年からの事務局との調整、あと県も交えての調整により、その緊急性や必要性があると認められるんじゃないかと判断しております。

久保農業委員　　ちょっと補足いたします。

議長　　では、久保委員。

久保農業委員　　もともと、もうかれこれ30年ぐらい前なんですけど、小高い丘を大分削って、今ある研究棟、3階建てですね、あれを全部造ったんですけれども、この計画からいくと、今残っている、この間見に行った、ウォーキングコースと言っているあの残りの山も、結局削って、棟を建てるというつもりだったもんですから、だからそれを計画をやめたということで、その小高い、もう片方の小高い丘が残っているということです。地目がどこまで農地で、どこまで山林化だというのは、ちょっと私は分かりませんが、そういう意味で言うと、恐らく何もあれも、障害がないというふうに判断していますけれども。全部削って、どっかへ、真っ平らにしない限りは、建物は造れないという場所ですので、それをやめたということです。弊害はないかなというふうに解釈してきました。

議長　　ありがとうございます。

何かありますか。

はい。

河野農業委員

これ、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が申請者ということですが、もうあれですかね。所有権移転は済んでいるということですかね。所有権移転済んでいるとすれば、4条の許可申請になると思うんですが、ちょっと土地所有者がこれだけの筆でするので、大勢いらっしゃるような気がしますが、その辺のところは、5条でいいのかどうか確認したいと思います。

議 長

いいですか。

加藤さん。

加藤主事

今回の計画変更の申請のみになっておりますので、新たな所有権移転等は行わないという申請になっています。

ただ、ちょっと個別の筆について、所有権移転が全て住んでいるのかっていうご質問ですけれども、ちょっと細かく確認すぐできないので、改めて確認してからお返事いたします。申し訳ありません。

河野農業委員

はい、了解しました。

議 長

移っていけば、もう4条なんだけれども、何で5条かっていうところ。ちょっと調べますか。

では、加藤さん。

加藤主事

すみません、この計画変更の意味合いなんですけれども、当初許可が農地法の5条というだけで、今回の申請が4条なのか5条なのかということではありません。

議 長

川村補佐。

川村局長補佐

今、担当のほうからも説明あったんですけども、そもそも5条でやったものに対する変更ですので、所有権が移っているかないかというところが論点ではなく、当初5条だから、今回も5条の計画変更というふうに理解していただければと思いますので、お願いいたします。

議 長

いいですかね。5条でその昭和60年に出発したということだね。

加藤主事

そうですね。当初が5条許可なので。

議 長

その計画変更ということなので、5条のつながりの中での計画変更というスタンスですね。

河野農業委員 了解しました。本当はちょっとこの164号のところに、土地所有者、もともと申請のときには、5条でそれぞれの土地所有者がいて、それでそれだけ〇〇〇〇〇〇〇〇がやるよという計画を今回変更したわけですが、ちょっとそれを誰々ほか何名とか、そのくらいでもいいんですが、何でも書いておいてもらえばよかったかなと、そんなところです。
以上です。

議長 そういうことで、大局的には、今、こちらのやり取りをお聞きのとおりです。5条で計画出た中での、その計画変更が今になってウオーキングコースになったということの中での5条扱いということですので、ご理解をお願いします。
ほかに何か質問ありますか。

[質問、意見なし]

議長 なければ、集約します。
農地法第5条に関する案件1件について集約いたします。
農業委員の皆様には伺いますが、議案第164号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することといたします。
続きまして、166号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、1件について上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。
麻生主任。

麻生主任 総会資料8ページをご覧ください。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。
議案第166号、野溝東2丁目にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。
以上、ご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、地元の委員からご意見を伺います。
窪田委員、お願いします。

窪田農業委員 地図17ページになりますけれども、ちょっと見ていただければと、分かりやすいと思うんですが、丸が3つついていまして、右側の丸ですけれども、下の丸が小屋北の圃場になります。それから、その上の丸が野溝東の

圃場になります。この2つとも、稲作りが終わりまして、秋起こしが既にされていたところであります。それから、左側の丸、小さい丸になりますけれども、ここは野溝西というところであります。現況は田ということになってはいますが、現地は畑になってはいて、様々な野菜が栽培されていました。ネギ、大根、ハクサイなど栽培されていましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

ほかの委員の方で本件について質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第166号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。

事務局からの報告事項アからカについて一括説明をお願いいたします。

麻生主任。

麻生主任

それでは、報告事項アからカについて説明いたします。

これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

総会資料9ページからご覧ください。

9ページ、非農地証明交付状況の件、3件、10ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約の件、2件、11ページから12ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、19件、13ページ、農地法第4条の規定による届出の件、3件、14ページから16ページ、農地法第5条の規定による届出の件、11件、17ページ、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、1件。

以上になります。よろしくお願ひいたします。

議 長

ご苦労さまでした。

ただいまの報告について委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、これらの報告事項につきましては、事務局説明のとおりご承知おきをお願いいたします。
農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、暫時休憩といたします。
それでは、14時50分から再開いたしますので、お願いいたします。休憩といたします。

(休憩)

議長 議事を再開いたします。
まず初めに、最初の梓川の件、事務局から追加説明あります。
川村補佐。

川村局長補佐 冒頭、ちょっとお時間いただきまして、先ほどの議案164号の河野委員さんからのご意見に対してですけれども、5筆賃貸借、それ以外は全て100%〇〇〇〇に所有権移転してありますので、ご報告させていただきます。
以上でございます。

議長 引き続き、その他農業委員会業務に関する事項から入ってまいります。
続いても皆さん、積極的なまた発言、ご意見等ありましたら、お出しをお願いしたいと思います。
初めに、協議事項のア、令和5年度農業者年金加入推進活動についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
草田係長。

草田係長 農業委員会事務局の草田です。
着座にて失礼いたします。
総会資料18ページからになります。
本日担当の増澤が欠席ですので、代わりに説明させていただきます。
総会資料本冊とは別に、青い表紙の令和5年度農業者年金加入推進名簿と加入推進活動記録簿を配付しておりますので、併せてご確認ください。
今回の協議事項は、令和5年度農業者年金加入推進活動についてです。
令和5年度から令和9年度を対象とする第5期中期目標において、若い農業者及び女性農業者に重点を置いた制度の周知徹底及び新規加入者の数値目標が示されました。この目標に向けて、加入目標が達成できるよう取組を協議するものです。
2の加入推進強化月間は、県の策定により、令和5年11月から令和6年2月まで、また、3の加入目標数も同様に、松本市は新規加入者9名、そのうち二十歳から39歳までの方5名、また女性が4名となっています。

4の加入推進の方法ですが、昨年同様、加入推進名簿がございますので、そういった方を中心に、JAとも連携しながら、戸別訪問などにより加入推進活動をお願いします。

本日、チラシとパンフレットを配付しておりますので、推進活動の際にご活用ください。

加入推進名簿は、認定農業者の方とそのご家族で、家族経営協定を締結されている方の中から農業者年金に未加入の方を抽出させていただきました。個人情報が多く含まれておりますので、名簿のお取扱いには注意していただくとともに、コピー等は控えていただきますようお願いいたします。

なお、農業者年金の加入には、国民年金第1号被保険者である必要がありますが、個人情報の関係で、市の年金担当から情報の入手ができないため、今年度も国民年金の該当者かどうかの確認ができておりません。大変申し訳ありませんが、ご了承いただきますようお願いいたします。

なお、昨年度以前の加入推進状況についても、備考欄に記載しておりますので、ご確認ください。

また、今回の名簿に登載がある方以外にも、農業者同士の会合を通して制度の周知や加入の働きかけを行っていただければと思います。

先日、年金の加入推進部長にご参加いただいた研修において、農業者年金では、支払った保険料が全額社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果があるというお話がありました。11月15日までにJAに加入の申込みをすれば、翌年1年分の保険料を今年の12月に払う前納付できるので、今年の青色申告で社会保険料控除ができます。

また、農業者年金には遺族年金の仕組みがないため、例えば夫婦で農業をしていて、農業者年金には旦那さんしか入っていないというような場合もあるかと思えます。もし旦那さんが先に亡くなられた場合に、旦那様の農業者年金はそこで終了となり、奥さんはご自身の国民年金だけを受給することになります。奥さん自身の老後に備えるには、奥さん自身の名義で別の備えをする必要があります。それは必ずしも農業者年金でなくてもよいとは思いますが、そういった必要があることはご認識いただけるとよいのかなと思えます。

農業者年金は、農業者の方のみが加入できるお得な制度でもありますので、まずはこういった制度がありますよという周知を第一に、それとともに加入の働きかけを行っていただければと思います。

最後になりますが、こちらも昨年と同様ですが、5の活動内容の報告のお願いです。

様式1、令和5年度農業者年金加入推進活動記録簿がございます。裏面に記入例となっております。農業者年金の加入推進活動を行った場合には、通常タブレットから提出をお願いしております活動記録簿とは別に、こちらでもご記入ください。報告書が2つとなり、大変恐縮ですが、具体的な活動内容や結果等についてもお聞きしたいため、ご協力をお願いします。

この農業者年金加入推進活動記録簿は、提出期限を2月末とさせていただきますので、2月の総会にお持ちくださいますようお願いいたします。

6、加入活動推進報償費というのがございますので、5の活動報告に基づきまして、令和6年3月に報償費を支給する予定でございます。

なお、タブレットでご報告をお願いしております農業委員活動記録簿では、加入推進活動をした場合は、法令活動等に農業者年金の普及推進という項目がございますので、そちらでご報告をお願いいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

何で我々、農業者年金の促進をするかというところ、その考え方ですが、やはり国でやっているっていうのが一番だし、安心・安全もそうだし、ここまではパンフレットを見てもらえばいいんだけど、これを知らなんだという農業者がいりゃ困るという、何で困るかという、この、僕も推進委員の役員にならせていただいているけれども、この間、スイカの皆さんにそういった話をしたんですよね。そうすると、全期一括収入、そうすると最高マックスで1人80万円かな。その最後の申告書で引けるだよ。ということは、今この時点で自分の経営を見ながら、最後の申告、普通の社会保険とかそうすると、4万円なり5万円なりという控除になるんだけど、ある程度営農である利益が出たというときに、一括して前納処理という方法もあるし、それと助成もそうだしということの中で、そういう情報を知らなかったという人がなくちゃ困るということで、我々そんなに推進したで、一丁幾らというふうな、それあるわけじゃないけれども、情報として伝えてもらって、それぞれ判断してもらえばいいということの中で我々やっています。

もちろんご存じだと思いますが、国民年金だって絶対減っていくから、もう少ないで、今7万何がしだが、100年安心だが、徐々に減ってくで、そういうのも含めて、情報として流してもらいたいということで、我々の農業者年金に対する対応をしているということだけちょっと理解してもらって、本当はこんなの勧めるのは嫌なんだけれども、だで、そういうことを含めた中での対応ということで、組織挙げてお願いしているということなんです。ということで、若干申し上げました。

これに対する質問、意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。

なければ集約いたします。

ご出席の皆さんの全員に伺いますが、本件についてご了承いただける委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は了承されました。

農業委員、推進委員の皆さんには、農業年金の画期的な加入推進にまたご尽力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

大澤推進委員 会長、ちょっと一言よろしいですか。

議長 はい、どうぞ。嫌なこと以外でしたら。

大澤推進委員 ちょっと苦情的なことも言わせていただくんですが、実は私、推進委員になってから、厚生年金、農業年金の加入にですね、これはいいなと思って、私の担当の錦部地区というところを回ったんですよ。そうしましたら、私の勘違いしたか何か知りませんが、厚生年金に入っている方もオーケーというふうに勘違いをしたんですよ。回ってみると、若い人はみんな会社勤めとかそういう方で厚生年金に入っているんですよ。そうすりゃ、父ちゃん、母ちゃんはというと、もう年齢が超えていて、幾ら回っても、いご返事っていうものはいただけないんですよ。

これは農業新聞も同じなんです。農協でやっている農業新聞と、この委員会でやっている新聞っていうと、農協の新聞取っているから、そっちは安くても、月700円でも勘弁してくれっていう、それでもアプローチしても、いい返事をもらえない地域というのですね。

ですから、四賀の場合は、見ても、加入、令和3年度からゼロなんですよ。回っても、本当に徒労なんです。だから、そういう点も、ちょっと事務局のほうが形としてはご理解していただきたいと思うんです。

四賀の場合は、専業農家っていうものはね、皆さんもう高齢化の方は専業農家で、若い人はこれに入るっていう対象にならないんですよ、みんなね。だから、そういう点をひとつ考えていただきたいと思ひます。

議長 理解します。ご努力感謝します。

いいですかね。これ、四賀、聞きましたので、そういう今、先輩のご意見もありますので、もちろん場所にもよりますし、それぞれスタンスありますので、別にそういうノルマもありませんので、情報だけおつなぎできるところはつないでいただきたいということです。

それでは、協議事項のイ、令和5年度利用状況調査の結果と利用意向調査の実施についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

田中主事。

田中主事 事務局の田中です。よろしくお願ひします。

着座させていただきます。

まずは、今回初めてタブレットを持っていただいてパトロールをしてくださって、大変ありがとうございました。後ほどタブレットの使用感など、ご意見があれば、頂戴できればと思ひます。

それでは、早速ですけれども、総会の資料20ページをご覧ください。

本日の要旨は、農地法第30条に基づく利用状況調査の結果、農パトですね。農パトの結果報告と、32条に基づく利用意向調査の実施について協議したいというものです。

早速20ページの3番、利用状況調査の実施状況として、25ページに皆さんの農地パトロールの実施状況を一覧にしてあります。見ていただきますと、お一人で長時間かけてしていただいた地区もありますし、地域ぐるみで皆さんで実施していただいた地区、様々な形で農地パトロールやっただけしている中ですが、大なり小なり皆さんにはそれなりのご負担があったものと認識しております。

20ページに戻っていただきまして、4、利用状況調査の結果になります。

今年度は、再生可能な農地、2号遊休農地、1号遊休農地、緑区分、黄色区分、これ、合わせたものが昨年より約20ヘクタール減少しています。耕作再開による遊休農地の解消というものも10ヘクタールほどは見られたんですけども、残念ながら、耕作再開よりも、再生可能な農地が再生困難に移行したため減った20ヘクタールというふうに考えています。

その下の再生困難な農地は、ですので約15ヘクタールほど増加しております。荒廃地の解消や軽減も若干見られてはいるんですけども、やはりある程度一旦荒廃してしまうと、再生困難の農地はもう解消し切れないというような、そういった現状を裏づけるような結果になったと思っています。

再生困難な農地は、その資料では38.1ヘクタールというふうにございますけれども、その中から、今後非農地判断を実施していきますので、年度末には、その再生困難な農地38.1ヘクタールは減っていく予定です。

地区別に集計したものが26ページと27ページにありますので、そちらでご確認いただければと思います。

その結果を受けまして、農地法第32条で利用状況調査の結果、遊休農地であると判定された農地に対し、その農地の農業上の利用意向について調査するものとするという定めがございますので、利用意向調査を実施していきます。

20ページの資料の一番下、5、(2)に調査対象ありますけれども、ご覧いただきますと、今年の利用状況調査の対象者は、①から④番のどれかの条件に該当する筆を対象として調査をしていきたいと思っております。そうしますと、今年の利用状況調査の対象は145筆、97名、10.1ヘクタールとなります。

地区別の状況は、別冊の資料にございますので、また見ていただければと思いますけれども、別冊の資料というものを用意してあります。これは、この資料を持ち歩いて、何か利用状況調査のことで聞かれたときは、この資料だけ見れば分かるようにということで、別冊にわざわざ分けて一応作ってあるんですけども、その別冊の使用の3ページと4ページにあるものが調査書、そして5ページと6ページにあるものが、こちらに送り返していただく回答書、そこに記入例と返信用封筒の4種類をセットにして、

8 ページの名簿に名前がある方に対して11月21日に発送する予定になっています。

回答期限は、1 か月間設けて、12月21日までに返信してくださいというような内容で送る予定ですが、別冊資料8 ページの名簿の中に、ちょっと地区の事情で調査書の送付は避けたほうがいいかなと思うような方がいる場合、あとは、ちょっと最近農地を通ったら、ちょっと解消されていたよ、耕作されそうだよということで、調査をやめてほしいというようなご意見ございましたら、11月の下旬ぐらいまでにご連絡いただければ、調査送ることことはしませんので、そういったご連絡ありましたら、よろしくをお願いします。

この調査書の送付を受けた方は、1 筆ごとにその農地を今後どうしていきたいのかというような回答を書いていたいただいて、事務局に返事もいただくんですけども、農地中間管理機構の利用を希望された方には、事務局で農地中間管理機構を希望した人がこれだけいますということで、情報提供をしていきます。機構で基準に合致したものに対しては、権利の設定が進んでいくというような流れになります。

委員の皆様には、急にこのような難しい文書が送られてきてびっくりしたとか、税金が上がるって書いてあるけれどもどういうことなのっていうような、もしかしたらそういったお問合せが直接行くことあるかと思しますので、そのときには、この別冊資料を見ていただいて、1 ページの5 番のところに留意点というようなものを書いてありますので、その中でご説明いただけることでしたら、ご対応いただければありがたいですし、あえて説明はもう事務局に直接問い合わせるようにご案内いただければと思います。

あと、最後に1つ紹介させていただきたいのが、遊休農地を解消したくても、お金がかかるけれども、何かいい事業はないのというようなお問合せいただいたときに、ちょっと2つほどこちらで提案できるものがありますので、すみません、ちょっと資料がなくて恐縮なんですけれども、まず1つは、市の事業で、これ、今まで継続してやってきているものですので、今現在も、もう市のホームページに掲載あるんですけども、2年以上耕作していなくて、復元したら5年以上耕作するという約束で、耕作者に対して1アール3,500円以内で補助するというものが市の事業でございます。ちょっと予算に限りがありますので、もしご希望の方いたら、一度農政課に問い合わせただいて、使っていただければと思います。

もう一つなんですけれども、今年から、長野県農地中間管理機構で、機構の借受け基準に合致した1号緑区分の農地であれば、10アール当たり4万3,000円以内の経費を機構が交付してくれるというようなものが始まっています。機構でも緑区分の農地の情報を求めていましたので、パトロールの結果、緑区分になった農地は、今後ちょっと機構に提供しまして、何かこの事業を使えるものがあるようでしたら、機構からまたこちらにアプローチがあります。

というようなことで、すみません、駆け足の説明で恐縮なんですけれども、

今年の利用状況調査の報告と利用意向調査になりますというお話でしたけれども、最後に、すごい今年猛烈な暑さでしたので、限られた時間と人数で調査をしていただきまして、大変ありがとうございました。

特に、タブレットが途中で作動しなくなるという現象は、タブレットを使うからこそ、本来あってはいけないことだと思いますので、アプリの管理者にはもう事情は伝えたところなんですけど、システム上の都合もあるということで、来年以降改善が図れたらいいなと思っております。新しいオフライン機能というものを来年導入できたらいいなという検討も進めています。

あとは、15の地区でタブレットの入力率100%近く達成していただきまして、こちらもありがとうございました。

すみません、もし課題があれば、この後頂戴できればと思います。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

田中さん、ちょっと確認するんだけど、市の助成、1アール3,500円。

田中主事

からというふうになっていまして、あっ、以内ですね。3,500円以内。

議 長

10アール目いっぱいじゃ、3万5,000円ということかな。

田中主事

そうですね。機構が10アール4万3,000円なので、それよりちょっと低い……

議 長

市の持ち込みで、7万円というのはなかったっけ。

田中主事

7万円……

議 長

まあいいや。調べてみてください。

田中主事

そうですね、はい。

議 長

市の持ってるやつで、10アール7万円。ただし、自分で荒廃したのは自分で解消するんで、7万円くれっていうのじゃないでね。そこの縛りはもちろんありますので、注意してください。

じゃ、現状、2つの資金的な手当てはあるということですよ。3,500円と機構の4万3,000円。

本当にね、それぞれ従来ならこれだけだったよ、農業委員会ってね。パトロールして、手挙げてりゃ終わったんだけど、いろいろまた出てきたんですけど、本当に暑い中だし、ある人は熊に遭遇しそうなところで、何百筆っていうところをやったり、本当にただもんじゃねえだよ。それで、多

いところは、それを1人でやるって言うし、だで本当にご苦労さまだが、やはりこれ、1丁目1番地、ただ調べただけじゃいけないもので、これ、どういうふうの後、処方箋書くかっていうのが大事なところだもんで、今、面積が減ったというのは、山に返すのは山に返し、その線引きをしっかりとしながら、できるところだけは直してもらおうっていうスタンスで我々いつています。

皆さんで何か、タブレットの件でも結構ですし、こういうふうにやればいいんじゃないかとか、もう一遍我々任期中にやっておいて、次の人にバトンタッチですので、何かありましたら、皆さんお出してください。

じゃ、柳澤さん。

柳澤農業委員

今年度、まだいろいろ現地確認をしなくちゃいかんところが幾つかあるんですけども、タブレットの使い勝手というのは、今年度は現状より改善されることはないですか。

というのは、特に本郷地区で山の中に入ると、1つは、要するにサーバーにデータを送ろうとしても、もうそこで止まっちゃう。

それから、もう一つは、新規に発生したところの地番を調べようとして、でも結局、サーバーとつながらないもんだから、その地番が分からないんですよ。そうすると、以前に頂いた大きな地図を持って、二度手間なんですよね。ですから、そこら辺は何とかならないかなっていう。

多分、里の方はあんまりそういう不便は感じてないと思うんですが、山の中はとにかく電波の状況が悪いのか何か、本当にしょっちゅうサーバーとのやり取りが止まってしまうんです。だから、非常に、結果的に言うと、去年、おとし、地図を持って歩いてたときよりもはるかに時間がかかってしまっている。そういう非常に苦い経験をしましたので、もうちょっとサーバーというか、タブレットの使い勝手をよくしてほしいというのは、これはちょっと山の中の農地を調べている本郷とか、四賀とか、そこに限定されたことなのかもしれませんが、すみません、改善していただければと思います。

議 長

ほかにタブレットの関係で。

じゃ、梶原さん。

梶原推進委員

たまたまラッキーなのかもしれないんですけども、タブレットの電波が途切れることはなかったんです、私が担当していた四賀の中では。ありがたいことに。ただ、新しく荒地になったところを手書きで書かなきゃいけないっていうのがやっぱりすごく二度手間、せっかく番地まで出て、そこを押せるのに、所有者まで分かるのに、写真まで撮れるのに、なぜそれが保存できないとか、それをぜひ保存できて、そのまま事務局に流れるようにしていただけたら、すごくスムーズにいくと思います。

議 長

じゃ、はい。お願いします。

橋本農業委員

自分は、歩いてみて、皆さんに気をつけてもらいたいのを経験しました。それはなぜかという、土手を歩いていたら、今年はスズメバチがうちの土手にかけてあって、その上を歩いて行って、足に刺されて、もうすぐ自分は蜂アレルギーがあるんで、もうすぐ診療所へ行って先生に診てもらって、「どうしてエピペンを持って行って、エピペンを打たなんだ」と。「いや、前の先生が15分たって異常が出たら、そのエピペン注射を自分で打ちなさいって言われたけれども、自分、異常が出なかったんで、打ちませんでした」と言ったら、「じゃ、代わりに注射をします」って、先生に痛いやつをやられちゃったけれども、そんなようなこともあるんで、皆さんも農地パトロールのときにはやっぱり気をつけてもらったほうがいいです。

以上です。

議長

基本的には、本当に自分の身は大事にしてくださいということですね。

じゃ、タブレットの関係で、田中さん、今出された関係について、ちょっとお願いします。

田中主事

柳澤委員から頂戴した意見ですけれども、実は既にオフライン機能という機能が実装はされていて、解消できるものは提供されているんですが、大量の農地台帳のデータをタブレットに落としてから、現地で接続しないでいいようにデータを落とさなくてはいけないんですけれども、Wi-Fiが繋がらないと、データを落とすのも難しく、なかなかちょっとこの庁舎でWi-Fiをつなぐ環境がなくて、できなかったというところなんです。この庁舎にWi-Fiつなぐようなこと、できるはできるので、そこを整備して、台帳情報を全部落として、現地ではオンラインしなくてもできるというようなものを来年から使えたらいいなというふうに思っています。

梶原委員からいただいた意見ですが、ちょっと上の全国の管理者に意見上げたいと思いますが、ちょっと改善に関しては、していけたらいいなというところでご了承いただけたらと思います。

議長

9割方分からない。

そういうことで、それぞれこういうやり取りしながら、自戒を込めて、慣れていきます。

タブレット以外で、それぞれ、じゃ中野さん。

中野推進委員

意向調査の対象者の名簿あるんですけれども、その8ページで、ちょっと里山辺で不明なところがあるけれども、私が見落とししかどうかちょっと調べてもらいたいんですけれども、8ページの里山辺の下から3行目、134という地番があるんですけれども、これ、2つあるんですけども、上は前の要確認農地の中にあるんですけども、その下のこの204平米って

うものが、この人の名前ではないような気がするんだけども。

田中主事 私、ちょっと先日見てきたんですけれども、ちょっと薄っすらとやっぱりちょっと境がありまして、段差になっていて、多分、一応ちょっと権利は別々の人が使うようになっていたので、一応それぞれに確認したいなと思って。

中野推進委員 ああ、そう。

田中主事 はい。

中野推進委員 私、てっきり154かなと思ったんだよね。この204平米と80を足した面積って、私の回った要確認農地の中にはないんだよね。

田中主事 ちょっとすみません。そこ、数字確認します。

中野推進委員 そうということかな。

田中主事 はい。

中野推進委員 ちょっと私も確認不足かもしれないけれども、もう一度確認しておいてください。

田中主事 すみません、ありがとうございます。

議長 じゃ、またそこを確認してもらって。
それぞれ基本的にはこの利用意向調査、新規で出てきたのを対象にやっているんだけども、地域でどうしても困る。そういうのはやっぱり随時事務局へつなげてもらって、もう去年でもおとしでもずっとやって迷惑かけているというのをこちらの事務局でも対応しながら、イエローカードじゃないけれども、意向調査するようにしますので、ぜひまたコンタクトを取りながら、少しでも解決するという、営みをしてください。

それと、よからぬやからも当然出てくるので、そこでもやはり文書なり、これは我々、それぞれ推進委員の皆様も含めて面談もするような場面も出てくると思いますが、嫌だけれども、しょうがないで、対応もするという事で了解をお願いしたいと思います。

ほかに何か、この農地パトロールで何か。いいですかね。

じゃ、大澤さん。

大澤推進委員 打算的な話をするんですが、今回の利用状況調査、私、担当は四賀の中川というところなんです、四賀は町会が27町会あって、中川というところは10町会があるんですよ。何でこんなにあるかというと、谷1つの沢

が町会になっているんです。その地域を調査するには、1人じゃ、とてもじゃないが苦勞だったんですよ。

タブレットを持って行っても、うまくいかないもんですから、もう初めのうちは、もうタブレットやめて、前回もらった地図ですね。ところが、地図を自分で広げてやっても、これはとてもじゃないが手間かかるんですよ。それで、知人なり、自分の関係する人をお願いしたんですが、そういう方に、ただボランティアではお願いできないんですよ。自腹を切るか、一杯飲ませるか、飯を食わせるかですよ。ですから、大変めめっちゃいんですが、何とかこれは市だけじゃ解決できないかもしれないんですが、そうした場合の費用というのを上乗せしたようなあれを欲しいですね、正直言って。

議 長 　　ちょっと検討させてください。

大澤推進委員 　　そういうところですよ。

議 長 　　よく分かります。分かりますというか、本当に大澤さんのテリトリーだけじゃなくて、何百件というところ、ただ平坦なところを何百件、端から見ると楽だけれども、それを限られた期間にその何百件、山沿いで訳の分からないところをやるっていうことは並大抵じゃないもんで、それ、予算的なのは、ここで僕が任せておきましょうということとは言えないけれども、もちろん期間的に、今まで短い限られた期間が農地パトロールの期間だったって、それぞれ皆さんにご足勞願って、もっと長いスパンの中で、最初の地図なり、要注意な点を情報として流しながら、番地もある程度順番どおりいくような、少しでも、田中さん大変なんだけれども、事務局全体で対応しながら、少しでもやりやすい、それで、あとは一杯飲ませてやって、飯食わせてやるというのは、後でまた考えるということで、それで少しでもね、基本的には肝心なところを荒らしてあるのは困るところだもんで、そういう趣旨をぜひご理解していただいて、また人的には、限られた事務局でみんなが手伝えというのも無理な話だもんで、そこもちょっと融通できる場所なら、地域づくりセンターなんかはこちらから声がけしながら、サポートをするような手段も、いろいろ可能性としては出てきますので、またぜひご協力をお願いしたいと思います。

ほかに。

大澤推進委員 　　もう一点。

議 長 　　はい、どうぞ。

大澤推進委員 　　ぜひですね、次期の推進委員について、私、お願いするために、どういうことをやっているかという、どういう業務かというのですね。こういうのがありますよって、この利用状況調査のことを言うと、そんなに大変なん

だからって言って逃げられちゃうんですよ。まだ話してないんですがね。だ
ましだまし候補者を今、考えているんですよ。それだもんですから、何と
か次期の方にこんな苦労はないよっていうことを申し送って、委員になっ
てもらいたいんですよ。それだけです。

議 長 承っておきます。
ほかに。
じゃ、倉科委員。

倉科農業委員 先ほど来大変だという話であったもんですから、ちょっと梓川のやり方と
いいますか、ご紹介だけしておきたいと思うんですけども、本冊25ペ
ージ、先ほど利用状況調査の実施結果ということで事務局から報告いた
だいたんですけども、一番下から2行目が梓川の地区。これ、ちょっと見
ていただきますと、参加人数非常に多いことがお分かりになるかと思いま
す。旧梓川村時代からずっとそういうやり方を続けてきていましたんで、
現在もそういった方をお願いしているんですけども、一緒に回っていた
だく方が、農家組合長さんであったり、その中の農地部会の部会員の方で
あったりということで、それぞれの各地区から1名ずつあるいは2名出
ていただきまして、現地のこともよく知っていらっしゃる方と一緒に同行
して、見て回るというようなやり方を取ってきております。

多分、今井もそういう形で大勢出ているのかなとも思うんですけども、
やっぱりほかの地区見ると、委員さんだけで回られていたりして、結構大
変だなと思いますので、もし町会とか、そういった中でそういう体制が取
れる組織があるのであれば、お願いするのも1つのやり方かと思いま
すので、ちょっとこちらのやり方をご紹介させていただきました。

以上です。

議 長 ありがとうございます。
それぞれ地域事情あると思いますので、できる範囲の中での体制、それぞ
れの地区ごとの事情によって取っていただければ。今、そういうアドバイ
スというか、そういう事例もありましたので、また参考にさせていただき
たいと思います。
ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 よろしいですかね。
なければ、これより集約を行います。
ご出席の全委員にお伺いしますが、本件についてはご了承いただける委員
の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は了承されました。
委員の皆様には、実施する意向調査にそれぞれのお立場でご協力をよろしく
くお願いします。
次に、協議事項ウ、松本市農業施策に関する意見書 市長との懇談会の進
め方についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
草田係長。

草田係長

草田です。よろしく申し上げます。
着座にて失礼いたします。
32ページをお願いします。
10月4日に役員5名で市長に意見書を提出しました。
意見書の市長との懇談会の進め方についてご協議をお願いします。
懇談会の日時は、令和5年11月10日金曜日、午後3時から午後5時、
会場はこの議員協議会室です。時間に余裕を持ってお集まりいただき、開
始時間の10分前には着席をお願いします。
3番の参加者は、ご覧のとおりです。農業委員会としては、農業委員、推
進委員全員参加をお願いします。
4番の進行案です。
開会と閉会の言葉を窪田会長代理をお願いしたいと思います。
座長は会長に務めていただきます。
意見書の趣旨説明につきましては、河野農業振興委員長に2項目一括で総
括的に説明をお願いします。産業振興部、上下水道局でも意見書の内容は
把握しておりますので、簡単に説明していただきたいと思います。
意見交換の進め方ですが、今回2項目あり、一項目ずつ進めていきます。
まず、市から意見書に対する見解を説明していただいてから、意見交換を
していきます。項目1の意見交換終了後、項目2の市の見解説明、意見交
換という感じに進めていきます。項目1はテーマが2つに分かれています
ので60分、2は30分と記載していますが、あくまで目安ですので、懇
談会の様子で変わってくると思います。
懇談会の最後に、市長からの総括と感想を発言していただき、会長のお礼、
閉会という流れで考えています。
5番の懇談会の進め方の(2)、項目ごとの最初の発言、口火を切る発言
者ですが、項目1の急速に進む温暖化への対応と次世代の農業経営の研究
についてということで、上條委員にぜひお願いしたいと考えています。
項目2の下水道浄化センターで発生する下水汚泥の肥料活用ということで、
矢嶋委員にお願いしたいと思います。
その後は、日頃の思い、現場活動で聞く農業者の声、日頃から感じている
ことを率直に発言していただき、活発に議論をしていただきたいと思いま
す。

市長と直接話をする意見交換をする機会はなかなかありません。懇談会の中で1回は発言するつもりで臨んでいただきたいと思います。

意見書は、農業振興委員会でもまとめましたが、意見書の中に含まれてない、うまく表現されていない点もあろうかと思います。そういった点は、懇談会の場で発言していただき、市に直接伝えていただきたいと思います。

たくさん意見を出していただき、活発な議論をしていただきたいと思います。意見書の趣旨を意識しながら発言していただきたいと思います。

市長に提出した意見書と同じものを総会資料に同封しました。また、参考資料も同封しましたが、新聞記事のコピーがきれいに印刷できず、見にくい資料になってしまい申し訳ありません。懇談会当時は、改めて資料配付はしません。今回送付した資料を当日お持ちください。

市長部局からの回答は、懇談会当日に配付しますので、お願いします。

懇談会終了後、5時半から松本ホテル花月にて懇親会を開催します。ぜひ皆様、積極的に参加してください。

議案に同封しました出席報告書を本日中に提出してください。

説明は以上です。よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。

今、係長のほうからお話がありました。

意見書を提出したときもそうだったんですが、食いつきはいい。けど、我々、何をこういうふうに求めるかっていうところがまた肝心になると思いますし、今、キャストで上條委員と矢嶋委員にそれぞれ口火を切ってもらんですが、それだけで終わりじゃなくて、全体の挨拶で申し上げたとおり、今現状、稲作にしても、野菜にしても、果物にしても、高温少雨、対応しているんですね。その辺の実情もお話ししながら、1番目の項目、少しウイングを広げながら言って、問題意識を共有してもらって、市でできることはやってもらうというようなことにつなげていきたいと思いますので、またこの後、また振興委員の二方と正副の方と我々、事務局と、少しその内部の運営については、また具体的に詰めていきたいと思いますし、2番目の項目についても、そういうことで、梶原推進委員の前回の視察もそうなんですが、やはり有機、みどりと、その辺も関連づけながらやっていけばいいと思いますし、その辺も少しその時間の配分しながら行きたいと思いますし、もし時間が余れば、後継者対策的なものもいいんだろうし、これだけに捉われず、基本線はこれでいきますけれども、それぞれまた対応を皆さんのほうで考えていただいて、市長部局につなげていきたいということがありましたら、時間の許す限り行きたいと思いますので、それぞれ考えていただきたいと思います。

これにつきまして皆さんのほうから意見、ご質問等ありましたら、お伺いします。

じゃ、上條さん。

上條農業委員

細かい打合せというのは、ここに文章ありますけれども、本日何か集まる

ということになりますか。

議 長 一応集まる機会は想定してありません。これが基本線で、口火を切ってもらおうということで、それとあと、それで時間的な配合とか、どこまでウイング広げるかというのは、この後、振興委員長と副委員長と正副で考えて、もし我々がこのことでこういうふうな発言してほしいということが発生すれば、個々に事前にお話をして、こういうことも広げてもらうために発言してもらいたいということを事務局のほうから連絡する予定です。

上條農業委員 今、1時間ぐらい時間があるということで、つながるようになっていうのは、つながらないという心配をしているのかどうか分からないけれども、口火を切るっていうのに大体どのぐらいの時間をもらえるんですか。

議 長 それもちょっと後で考えて、連絡します。

上條農業委員 はい。

議 長 矢嶋さんも、そういうことで、また連絡というか、また事務局のほうから時間割とか、その趣旨の内容と時間くらい、59分やってもらうのか、1分にするかということね。

上條農業委員 そんなにあるなんて……

議 長 そうです、はい。

議 長 ということで、じゃお任せいただいて、そこの内容をそれぞれキャストの皆さんにはシナリオを渡します。それで、シナリオのほかに、先ほど申し上げたとおり、渡すときには、農林業まつり、このまましぼんじったらどうしてくれるという話も僕のほうから出しましたけれども、それ、本番で農業全般に捉えての広がり結構だと思いますので、そういうことでいいですか。

上條農業委員 もう一点だけ。

議 長 はい。

上條農業委員 ちょっとこの意見書を市長に出したときに、ちょっと反応が鈍かったような今、ニュアンスの発言したが……

議 長 いや、反対反対。

上條農業委員 反対。

議 長 うん。

上條農業委員 あっ、それならいいや。
それで、私、1番の口火を切るけれども、やっぱり何人かの指名をしておいてもらって、そして分担を少ししてもらえとうんとありがたい。

議 長 そういうことですよ。これ、ちょっと考えたいと思います。口火を切ってもらって、現場のさっきも言ったように、田んぼ屋さん、野菜屋さん、それでトータルJAだっているいろいろな補助しながら、今の現状を何とか解決しようって努力しているという、その辺の現状もつぶさに具体的に言ってもらって、その危機の共有をしてもらって、市長だけじゃなくて、あそこに並ぶ皆さんにね。

それで、2番目も、先ほど申し上げたとおり、みどりの戦略だって当然出てくるんです。ただリン酸だけじゃなくて。だから、そういうものを松本市でやってもらいたいというところまで広げながら、そうするとこの時間じゃ足りなくなるとは思うけれどもね。

食いつきよかったよね、中川さん。市長の。

中川農業委員 はい。すごく理解していただいて、市長さん、すごく理解をしていただいて、よく分かっていただいたと思います。よく事前にご覧いただいて、すごく前向きに捉えていただいたなという感触を持ちましたので、今度はこの11月10日のまたね、もう一押し、できるだけ突っ込んだ具体的な話が双方でできれば、すごくいい形になるんじゃないかと思います。

議 長 じゃ、そういうことでよろしいですかね。
なければ、市長懇談会の進め方について集約いたします。
全員の皆さんに伺いますが、本件については了承いただける委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は了承されました。
市長懇談会に向けて、全委員の皆さんがお立場で準備をしていただくようお願い申し上げます。
次に、報告事項のア、次期体制準備委員会の結果と今後の予定についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
草田係長。

草田係長 34ページをお願いします。

1 番の趣旨です。令和 6 年 8 月の次期改選に向け、10 月 17 日に次期体制準備委員会が開催され、農業委員及び推進委員の選任に関することが検討されましたので、その結果を報告します。

2 番、(2)の委員構成については、記載のとおりです。委員長には窪田会長代理、副委員長に三村委員になっていただきました。

4 番の検討結果ですが、この後に説明します。

5 番の今後の予定ですが、11 月 14 日に地域づくりセンター長会、15 日に町会連合会常任理事会で委員候補者の推薦手続について説明予定です。梓川につきましては、11 月 9 日に梓川地区町会連合会、農家組合長合同会議があり、そこで説明をする予定です。

団体推薦については、11 月以降推薦依頼をしていきます。

(3) 全体の流れですが、12 月に広報とホームページで推薦と公募の予告をし、来年 2 月 2 日から 29 日に推薦と公募の受付を行います。

4 月には委員候補者の決定、6 月に議会の同意を得て、8 月に委員の任命、推進委員の委嘱となる予定です。

先日行われた次期体制準備委員会の検討結果ですが、37 ページをお願いします。

1 番の農業委員の推薦依頼先です。

農業委員の条例定数は 26 人となっています。推薦依頼先ですが、現体制と同じ地区、団体に推薦依頼をしていきます。

2 番の推進委員の担当区域と定数です。現在の区割りと定数を引き続き採用します。

3 番の推進委員候補者の選考手続です。

募集要項については、後ほどご確認ください。

推薦候補者と応募者の数が推進委員の定数を超えた場合には、選考委員会を設置し、候補者の選考について意見を求めることとされています。

委員の構成については、表のとおりです。

候補者選考基準については、後ほどご確認ください。

4 番の女性の登用促進策です。国の第 5 次男女共同参画基本計画において、農業委員に占める女性の割合を早期に 20% とし、さらに令和 7 年度までに 30% を目指すと成果目標が示されています。現在、松本市農業委員の割合は 3 名で 11.5% です。次回の改選では、少しでも女性委員が増えるような取組が必要だと考えています。

次期委員の選任に向けた方法についてですが、地区推薦については、農業委員、推進委員の両委員候補者の推薦を依頼する地区については、どちらか一方を女性にさせていただくように依頼。退任意向の地区については、後任女性候補者の情報収集を行うなど、退任以降地区の女性委員確保に向けて働きかけを行います。団体推進については、可能な範囲で女性候補者の推薦を働きかけます。

5 番の次期体制の運営です。

7 月に行ったアンケート結果を基に、次期体制運営について検討しました。アンケート結果については、47 ページに掲載されていますので、後ほど

ご確認ください。

総会運営に関して、農業委員と推進委員が意見を述べる場になっていない。最適化活動の取組をブロックごとに発表する等の機会の設定が必要ではないか。専門委員の運営に関して、専門委員の委員を1年程度経験した後に、希望する専門委員会に所属を変更できるように検討してはどうかというような意見が出されました。必要事項、仕事の中身など整理、精査しながら、検討していくこととしていきたいと思っています。

また、推進委員の定数についてですが、現在の担当区域と定数から増やしてほしいという意見をいただいております。次期の体制以降、業務量を考慮しながら、定数の変更について検討していきたいと思っています。

以上であります。

議長

ありがとうございました。

ただいま係長のほうから説明がありましたけれども、発言のある方は挙手をお願いいたします。

じゃ、窪田さん。

窪田農業委員

検討結果につきましては、今、事務局からお話があったとおりなんでありますけれども、その中でも1点、ちょっとぜひご協力いただきたい点は、38ページの4番で、まず女性の登用促進策ということでありまして、できるだけ女性委員を増やしてほしいということでもあります。

ただ、地区の情報によって、それぞれなかなか難しい点もあるかと思えますけれども、そんなことも考慮いただいて、ぜひ女性の委員の選出をお願いできればというふうに思いますので、よろしく願います。

以上です。

議長

ありがとうございました。

そういうことです。またそれぞれバトンタッチされる方は、一言お口添えをいただけたらと思います。

ほかに。

[質問、意見なし]

議長

よろしいですか。

なければ、本件については、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。

次に、報告事項のイ、非農地判断の実施についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

田中主事。

田中主事

事務局の田中です。

着座で説明させていただきます。

早速ですけれども、総会資料50ページをご覧ください。

本報告事項の趣旨は、相続土地国庫帰属制度への申請のあった農地を、非農地判断により、農地台帳から削除することを報告するものです。

今回対象となる農地は、寿北5丁目の畑、99平米で、非農地判断により雑種地へ変更されます。なお、市街化区域であります。

今回初めての事案ですので、なぜ今回このような報告に至ったかというような背景だけ簡単に説明させていただきます。

資料の51ページにありますように、今年の4月、相続土地国庫帰属制度が施行されました。これは相続した土地を国に寄附するという制度になっておりまして、寄附する土地、申請から国有地になるまでの流れは、51ページの一番下にありますように、まず最初に所有者が寄附を法務局に申し出る。すると、②法務局が現地へ赴いて、要件を審査する。③承認されれば、所有者が負担金を納める。このことによって、土地が国庫に帰属していくという制度になります。

国は、もらい受けた土地をどのように活用していくかといいますと、土地が農地である場合は、農林水産省が機構に貸し付けるなどして、農地として活用されるように便宜を図っていただけるそうなんですけれども、農地でないものが国庫に帰属された場合は、財務省が管理または売却などをしていくというようなことだそうです。

今回申請のあった寿北5丁目の農地を管理庁となるであろう農林水産省が視察に来たんですけれども、その際、とても農地として活用できる農地ではないというような判断をされまして、農地としてではなく、雑種地として国へ帰属させたいということで、当農業委員会に打診がありました。そこで、寿地区の河西農業委員とも相談しまして、臨時の非農地判断に至ったというのが今回の経緯です。

今後、農地が相続土地国庫帰属制度を利用したいということで申請される都度、農林水産省が農地としてそこが活用できるかというような視点で現地を視察に来ます。その結果、今回のように非農地判断を求められるような場面が随時増えてくるものと思います。その際には、都度都度委員さんに相談させていただきますので、よろしく願いいたします。

簡単ですが、以上です。よろしく願いします。

議 長

ありがとうございました。

この件につきまして委員の皆様から何か質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。

じゃ、なければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。

次に、報告事項のウ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題とい

たします。

草田係長。

草田係長

52ページお願いします。

主要会務報告です。

10月4日に松本市農業施策に関する意見書を役員5名で市長に提出しました。

10月10日から11日、長野県19市農業委員会協議会会長・事務局長合同会議が飯田市で行われ、会長と局長が出席しました。

10月23日、長野県農業委員会女性協議会松本支部視察研修が小布施町で行われ、二村委員が出席しました。

10月24日の現地調査ですが、久保委員と中川委員に行っていたきました。資料が武井委員となっていますので、訂正をお願いいたします。申し訳ありません。

次のページの当面の予定です。

11月3日のまつもと市民祭表彰式典に会長が出席します。農林業功労者表彰の際の記念品の授与をしていただきます。

11月10日に松本市農業施策に関する意見書市長との懇談会があります。農業委員、推進委員全員の出席をお願いします。出席報告書をお配りしていますので、本日中の提出をお願いします。懇談会終了後、5時半から松本ホテル花月で懇親会があります。そちらにつきましても参加をお願いします。

同日に都市計画審議会があり、会長代理が出席しますが、懇談会に間に合うよう出席していただきます。

11月21日火曜日に長野県農業委員会大会が長野市ホクト文化ホールで行われます。市役所を9時15分に大型バスで出発します。9時10分までに市役所東庁舎前に集合してください。総会議案書を同封しました黄色っぽい色の参加報告書、そちらを本日中提出をお願いいたします。日程は通知のとおりですので、またご確認ください。

11月22日の現地調査は、武井委員と太田委員です。よろしくお願いいたします。

11月30日に全国農業委員会会長代表者集会在東京で開催され、会長が出席されます。

11月の総会ですが、11月30日から29日に変更されています。お間違えないようお願いします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

皆さんのほうから何か質問、ご意見等ありましたら。

じゃ、二村委員。

二村農業委員

23日に松本支部の視察研修がありまして、小布施のくりのみ園というところ

ころに行かせていただきました。農福連携の施設で、本当によいところなんですけど、施設の障害のある方が一生懸命草取りをされていて、ニンジンの畑を本当に一生懸命取られたりという、そういうところを見まして、何か私、小さい頃の自分も草取りいっぱいやらされたんで、そのときのこと思い出しました。

会長さんにお話を聞いたんですが、会長さん、福祉の関係の仕事をされていて、幾らいい建物の中に介護されたり、何もしないでいて、本当に幸せかというふうに思ったということで、いろいろ発揮できるそういう能力があるので、こういう形でつくりましたと。

そこで私、一番感じたのは、職員の男性の職員が若くて、元気のばりばりの人たちがいっぱいいるので、質問で、どういう採用をされているのかってお聞きしたら、介護という感じで入るだけじゃなくて、農学部から何か入られる方がいっぱいいて、その方たちが元気で、職員の私たちも元気になり、障害を持たれている方たちも、何かそれですごく元気になっているというふうにお話を聞きました。あっ、農業もこういう形でできるんだなということ、私、今までこういうところに行ったことがなかったものから、本当に16名で行ってきたんですが、みんな本当に農業もいろいろなことに活躍できるし、これからまた私たちもいろいろなことを広い視野でやっていけたらいいねというふうに言って帰ってきました。

以上です。

議長 ありがとうございます。
またそれぞれの立場でご協力お願いします。
ほかに。
じゃ、塩原委員。

塩原秀俊農業委員 11月21日の関係ですけれども、通知文に乗り合わせとあったんですが、駐車場、ここ使ってもいいわけですかね。

議長 係長。

草田係長 はい、こちら使っていただいて結構です。

議長 じゃ、よろしくお願いします。
ほかに。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですかね。
じゃ、よろしければ、ご承知おきをお願いいたします。
以上で報告事項は終了しました。
続きまして、その他の項目に入ります。

12月に予定している農業委員会の県外視察の内容について、情報・研修委員長から報告していただきます。

中川情報・研修委員長 最後にお話をちょっとさせていただきます。

資料の中に県外視察研修についてというペラ物が入っているかと思imasuので、これをちょっとご覧ください。

12月4、5、月曜日、火曜日です。情報・研修委員会で、次の県外視察旅行はどこで何をやるかということで、ほぼ半年かけてやってまいりました。

12月4と5、月曜日、火曜日です。テーマは、京野菜。京都です。京野菜ですね。京野菜と一言に言いましても、いろいろあります。伝統野菜であるとか、あるいは本当の京のブランド野菜とか、何かいろいろありますね。そういった京野菜を、これは何物かというのを調べに行く。それから、京野菜を食べに行く。それから、京野菜を見に行って、最後にいっぱい買って帰る、これがテーマでございます。

1日目も、京のふるさと産品協会って書いてますけれども、これ、正確に言いますと、公益社団法人京のふるさと産品協会、こういうことでございます。ここ、何をやっているかということ、京都産の野菜の農産物、野菜ですね。これのブランド認証、ブランド管理とか、ブランド推進とか、そういった京野菜のブランド戦略なんかをいろいろ考えているというようなところなんですよね。それから、京のブランド野菜も、消費者あるいは市場、市場へのいろいろなPRですね、あちこちでやっているみたいです。それから、収入保険じゃないんですけれども、農産物価格安定対策っていうの、これ、独自でやっているんですよね。こういう京野菜のブランド化、これ、一切合切、一式いろいろなことをやっているというところがあります。ここにちょっと訪ねて行きまして、いろいろな話を聞いてみたい。これが京のふるさと産品協会です。

夕食は、宴会料理ではなくて、京のおばんざい料理って言います。おばんざいって何かということ、お惣菜のことですね。京野菜のお惣菜、これをメインに据えて召し上がって、体験していただく。

それから、2日目の錦市場ってありますね。これ何かということ、京の台所ですね。庶民的なお店がずらっと並んでいる。これが京野菜とか、あるいは加工品の出口じゃないんですけれども、台所なんで、行って、ここをちょっと見に行く、視察しに行く、こういう企画でございます。

宿泊は、これ、京王プレミアホテルというところで、ビジネス街にあるところなんですけれども、1人1部屋です。相部屋じゃなくて、1人1部屋ということで準備しております。大浴場がありますので、よろしくお願ひします。

それから、2日目なんですけど、多分ちょっと時間が余ると思うんで、三年坂とか、清水寺とか、ちょっと付近を1か所入れたいと思っておりますんで、そんな予定を組んでおります。

農業委員、推進委員全員参加です。

出発場所のアンケートがありました。これ、よろしくお願いします。
よほどの、ちょっとどうしても参加できないという方のみ、その旨を事務局に報告いただきますようお願いいたします。
以上でございます。皆さん、よろしくお願いいたします。

議 長

そうですね。
じゃ、続きまして、農業農村支援センターから情報提供をお願いします。

寺戸（松本農業農村支援センター）課長補佐 いつもお世話になっております。松本農業農村支援センターの寺戸と申します。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼させていただきます。

私のほうから、お手元別冊の10月の定期総会の資料ということで、ご確認いただければと思います。

最初に、気象に関しましてですが、1ページをご覧ください。10月に入ってぐっと気温が下がってきております。これまで平均気温より、平年より高い日が続いていたんですが、10月に入りまして、最低気温が特に二、三度低いというような状況で、それに引っ張られて平均気温も平年並みになっております。

降水量については、引き続き少なく推移しているという状況です。

2ページ以降になりますけれども、主要作物の生育概況、10月20日現在のもを載せさせていただきます。

お米につきましては、予想収量、中信地区では100となっておりますけれども、やはり高温であったところから、品質的に若干例年よりも落ちているというような状況かと思っております。

果樹につきましては、生育期間通して雨の少なかったところもありまして、全般的に小玉の傾向が見られています。

4ページをご確認いただきたいと思っております。

カイゼン手法活用推進研修会というのが県下で今度3か所で開催されます。中信地区は塩尻で行われるんですけども、このカイゼン手法というものについては、トヨタ自動車の生産現場での作業の体系化というところの手法を農業現場でも導入しようということで、5年ほど前から県のほうで各地域で少しずつ推進してきているものになります。

徹底した無駄の排除で品質や作業性の向上を図るというような手法になっておりまして、なかなか労働力というものが少なくなっている中、そういった中で、効率的な農作業を進める手法の1つとされています。

塩尻で、近くではありますので、ぜひ興味のある方はご参加いただければと思います。

最後ですけれども、5ページをご確認ください。

5ページ以降になりますが、肥料高騰や化学肥料削減ということもありまして、最近、緑肥の作物への関心が高まっています。また、チラシ、別刷りのカラーのチラシ、ちょっとつけさせていただいたんですけども、松本地域では風食というようなものの地域の課題としてあるかと思っております。

そういったものにも抑制効果が期待されるというもので、現在、ヘアリーベッチヒトハゼリソウというもの、この2つが新しい緑肥作物の試験的な導入が始まっております。

これについては、麦類、従来緑肥というと麦が多いかと思うんですけども、それよりも草丈が低くて、春先、かき回すと、ハゼリソウはもうすぐですし、ヘアリーベッチにつきましても2週間程度で腐食できるということで、そういったところが少し魅力ということで、導入がちょっと進んできております。

ちょっと使い方につきまして、6ページ、ご確認いただければなんですが、利用上の注意というところについては、この作物それぞれに注意しなくてはいけない部分はありますが、今年につきましても、松本では和田地区でこの秋に播種をさせていただいて、展示圃という形で進めておりますので、また見ていただく、興味のある場合は、ぜひ見ていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上です。

議 長

ありがとうございました。

何か質問ありましたら、また個人的にお願いしたいと思います。

続きまして、事務局から連絡事項をお願いします。

草田係長

草田です。お願いします。

先ほどから何度もお願いをしております市長との懇談会、懇親会の出席の報告、長野県農業委員会大会の参加報告書の提出をお願いいたします。

あと、本日、令和4年版の松本市農政概要、青い冊子ですので、配付していますので、ご確認をしてください。

あと、始まりのときにご案内しましたが、全国農業新聞の啓発のラップとフリーザーバッグがそちらの出口のところにありますので、各自お持ちいただきたいと思います。

本日欠席の委員の資料につきましては、各地区でお持ち帰りいただき、会議結果と併せておつなぎいただくようお願いいたします。

また、該当地区の委員さんに事前に配付しました農地法関係の申請書類原本ですが、机の上にそのまま置いていってください。

最後に、お車でお越しの委員の方は、市役所駐車場の無料認証を行いますので、そちらに無料認証の機械ございますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

議 長

委員の皆さんで何かありましたら、お出しをお願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議 長

ありませんね。

以上で本日の案件は全て終了しました。
円滑な議事進行に協力ありがとうございました。
議長を退任させていただきます。
お疲れさまでした。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____

議事録署名人 5 番 _____

議事録署名人 6 番 _____